

議案第93号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 観光・文化スポーツ部の表2の項の(1)中「2,000円」の次に「（法第20条第2項の規定の適用を受ける申請を行う場合における一般旅券の発給にあつては、4,000円）」を加え、同項の(3)を削る。

別表第1 農政部の表6の項中(3)を(4)とし、同項の(2)のイに次のように加え、同項中(2)を(3)とし、(1)を(2)とする。

(キ) 豚熱 1頭1回につき240円

別表第1 農政部の表6の項に(1)として次のように加える。

(1) 法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理	豚熱予防液管理手数料	1頭1回につき70円
---	------------	------------

別表第1 土木部の表14の5の項の(2)の金額の欄を次のように改める。

ア 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(2)のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、2の項の(1)のアからケまでに掲げる金額（当該建築物が、同項の(1)のロに掲げる建築物に該当する場合にあつては同項の(1)のアからケまでに掲げる金額に、同項の(1)のロに掲げる金額を加えた金額、同項の(1)のサ又はシに掲げる建築物に該当する場合にあつては同項の(1)のアからケまでに掲げる金額に同項の(1)のサ又はシに掲げる金額を加えた金額）と同一の金額（以下この項の(2)及び(3)において「加算額」という。）をそれぞれ加えた金額

(ケ) 住宅以外の用に供する建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円
 - b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 29,000円
 - c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円
 - d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 133,000円
 - e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 167,000円
 - f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 209,000円
- (イ) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
- a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円
 - b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 29,000円
 - c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円
 - d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 133,000円
 - e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 167,000円
 - f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 209,000円
- (ウ) 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
- a 人の居住の用以外の用に供する部分を有しない住宅（以下この項において「一戸建ての住宅」という。） 6,800円
 - b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。） 14,000円
 - c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 26,000円
 - d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 53,000円
 - e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 94,000円
- (エ) 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの
- a 一戸建ての住宅 6,800円
 - b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円
 - c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 26,000円
 - d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 53,000円
 - e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 94,000円
- (オ) 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物（以下この項において「複合建築物」という。）認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分（建築物の人の居住の用に供する部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）の建築物の区分に応じ、この項の(2)のアの(ウ)又は(イ)に掲げる金額に、当該複合建築物の住宅部分以外の部分（以下この項において「非住宅部分」という。）の建築物の区分に応じ、この項の(2)のアの(ウ)又は(イ)に掲げる金額を加えた金額
- イ その他の場合 次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分

に掲げる金額（以下この項の(2)のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

(㉔) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 95,000円
- b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 155,000円
- c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 248,000円
- d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 323,000円
- e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 387,000円
- f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 453,000円

(㉕) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円
- b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 384,000円
- c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 546,000円
- d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 671,000円
- e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 793,000円
- f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 904,000円

(㉖) 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

- a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 39,000円
- b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 43,000円
- c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 78,000円
- d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 126,000円
- e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 209,000円
- f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 297,000円

(㉗) 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの

- a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 21,000円
- b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 23,000円
- c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 41,000円
- d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 66,000円
- e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 113,000円
- f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 168,000円

(㉘) 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ、

この項の(2)のイの(ウ)又は(ニ)に掲げる金額に、当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(2)のイの(ケ)又は(イ)に掲げる金額を加えた金額

別表第1 土木部の表14の5の項の(3)の金額の欄を次のように改める。

ア 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(3)のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

(ケ) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円
- b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 14,000円
- c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 42,000円
- d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,000円
- e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 84,000円
- f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 104,000円

(イ) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円
- b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 14,000円
- c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 42,000円
- d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,000円
- e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 84,000円
- f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 104,000円

(ウ) 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

- a 一戸建ての住宅 3,400円
- b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円
- c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 13,000円
- d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 27,000円
- e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 47,000円

(ニ) 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(3)のアの(ウ)に掲げる金額に、当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(3)のアの(ケ)又は(イ)に掲げる金額を加えた金額

イ その他の場合 次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(3)のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定により

建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

(㉔) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円
- b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 78,000円
- c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 124,000円
- d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 161,000円
- e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 193,000円
- f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 226,000円

(㉕) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円
- b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 192,000円
- c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 273,000円
- d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 336,000円
- e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 396,000円
- f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 452,000円

(㉖) 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの

- a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円
- b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 21,000円
- c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円
- d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 63,000円
- e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 105,000円
- f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 148,000円

(㉗) 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(3)のイの(㉔)に掲げる金額に、当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(3)のイの(㉕)又は(㉖)に掲げる金額を加えた金額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 観光・文化スポーツ部の表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和5年3月27日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県手数料徴収条例別表第1 観光・文化スポーツ部の表2の項の(1)の規定(括弧書の規定に限る。)は、令和5年3月27日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律(令和4年法律第33号)による改正後の旅券法(昭和26年法律第267号)第18条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項(同号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の

例による。

3 令和5年3月27日前に申請がなされた改正前の鹿児島県手数料徴収条例別表第1観光・文化スポーツ部の表2の項の(3)に規定する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

旅券法等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。